

## 事業計画書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組について具体的に記載してください。

地域の一番身近な場所で、ともに考えながら一緒に歩んでいくケアプラザを目指します

- ・「地域の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」をめざし、ともに支え合い助け合う仕組みづくりを住民の皆さんと一緒に考えすすめていくための拠点としての意識をもって運営に努めます。
- ・全世代の様々な住民を対象とするとつかハートプラン、主に高齢者の方を対象とし「年齢を重ねても地域で自分らしい生活を送れることができる体制づくり」をめざす地域包括ケアシステムをより推進していきます。

そのために・・・

- ・日々の相談や介護事業を通じた個別支援を丁寧に専門性をもって実践します。
- ・ケアプラザエリア全体への働きかけとともに、連合エリア単位、町内会自治会単位、住居形態別など地域や暮らしの状況に応じともに考え進めることで「地域の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」「年齢を重ねても地域で自分らしい生活を送れる能够である体制づくり」を目指します。
- ・地域活動への訪問や、講座の実施や日々の相談等を通して持っている地域の強みやこれから課題を住民の皆さんと共有し、今次世代につなげていきます。
- ・高齢者、子ども、障害者支援等世代を問わず日々の暮らしを切れ目なく支えるため「専門的支援」と「地域住民による支援」を両輪で進められるようそれぞれの取り組みや活動等を支援していきます。
- ・ケアプラザの指定管理事業と介護保険事業を連動させケアプラザ全体で取り組んでいきます。

#### (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「目指すべき地域像」とする）及びその実現に向けた方策や取組、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

上倉田地域ケアプラザは、2つの連合町内会エリアからなっており、住民構成や地域の成り立ちなどそれぞれ異なった特徴を持っています。そのため、各連合町内会それぞれ異なる関係団体との連携・協働、地域の魅力の把握や取組が必要だと考えます。

## ○地域住民の方々や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題の把握

- ・地域ごとで実施されている住民主体のインフォーマルサービスや、地区連合会や地区社会福祉協議会、保健活動推進員など関係団体の定例会や会議などの場に参加します。
- 住民の方々との対話を重ねることで、連携・協働できる関係づくりと地域の魅力や課題等の把握を一緒に行います。
- ・とつかハートプラン地区別計画の策定や推進を一緒に行うなかで住民アンケートや地域行事などでのマッピングなどを通し、魅力や課題の把握や共有をしていきます。
- ・民生委員とケアプラザ職員の戸別同行訪問を企画します。一緒に地域を歩きながら訪問し、個別の課題や地域課題の把握や共有につなげていきます。

## ○地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と将来像

担当エリア内に、上倉田地区連合会エリアと吉田矢部地区連合会エリアのふたつの連合エリアがあります。それぞれの魅力と特色があり各エリアごとに目指す将来像があります。

上倉田連合エリアについては、古くから住まれている方や昭和40年代に分譲された分譲地やマンション、UR公団、県営住宅もあり高齢化率が20%台になってきています。

「年齢を重ねても地域で自分らしい生活を送れることができる支援」とともにともに「支え合い助け合う仕組みづくりの再構築を、より活動が豊かになる地域を目指す」ことが必要と考えます。

吉田矢部連合エリアについては、平成28年にできた新しい連合エリアです。古くは戸塚宿からこの土地に住む住民の方たちとマンション、UR公団で成り立っており、現在も毎年中規模マンションが新設されるため新しくこの土地に住み始める方たちもおり区内では珍しくここ5年間は人口減少がなく高齢化率も20%以下で生産年齢の割合が高くなっています。古くから居住する住民同士の見守りや協力体制が残っている反面、新規転入者の把握が難しいという特徴もあります。

「年齢を重ねても地域で自分らしい生活を送れることができる体制づくり」の推進をすすめるとともに、新しくこの土地に住まれた方たちも「ずっとこの地域に暮らしたい」と思える地域になっていくとよいと考えています。

## ○実現に向けた方策や取組

- ・今、地域の中心で活動してくださっている方との連携・支援

地域で活動する方々の思いや目指す地域を把握し、困ったときに相談してもらえるような関係づくりを大切にします。また取り組みたいと考えている「地域の安心・安全」「地域行事への参画」「担い手の育成」「支えあいの仕組み作り」につながる、講座や自主事業等を検討していきます。

- ・エリアごとの取り組み

上倉田地区については、各单位町内会・自治会ごとに住民層や高齢者数などにも違いがあります。連合エリア全体に対して、地区懇談会や地区別計画の策定・推進などの協力をするとともに、単位町内会・自治会ごとに必要な支援や取り組みを行っていきます。

吉田矢部地区については、連合エリア全体での取り組みとともに、民生委員、青少年指導員、消防団など各種団体の活動も活発です。また町内会・自治会加入していない新しい住民の方たちも多くいます。地区連合会や各種団体との連携を行うとともに、ケアプラザを通して地域活動や地域とのつながりが生まれ愛着を持っていただけるような取り組みをしていきます。

### ○関係団体等との連携方法について

- ・地域の地区連合定例会や民児協定例会などに参加し、地域全体の情報を収集しながら、必要な情報共有と連携を行います。また各種団体が実施する活動に参加させていただき活動内容や状況課題等を共有し連携をしていきます。
- ・活動場所の提供  
　　関係団体の日々の活動場所として利用していただき、日頃からの関係づくりをめざします。
- ・地域の各種団体の活動状況の報告会などの実施  
　　団体等の横のつながり作り・ネットワーク作りを行っていきます。
- ・地域ケア会議の場を活用  
　　地域住民、団体等だけでなく専門的なサービス提供者等への支援、サービス事業者等の連絡会、多職種連携支援等と連携・協働し課題の抽出を行い、共にケアプラザが目指す地域の将来像を共有していきます。実現に向けた方策や取組としては、地域ケア会議等開催を重ねながら取り組んでいきます。

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

　　地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

　　地域に密着した公の施設を指定管理者が運営していることを意識し公共性を保ちながらも、身近な地域の拠点としてまた行政と地域の間にある施設として活用していただけるような連携を目指していきます。

### ○地域支援チーム会議、子育て支援者連絡会等の場面を通して

　　行政や区社会福祉協議会とは、地域支援チーム会議や地域ケア会議などを通し一緒に地域情報や魅力・課題を共有し、役割分担をしながら地域づくり・個別支援を行っていきます。

　　上倉田地域ケアプラザのエリアには、男女参画センター、子育て支援拠点のサテライト、母子支援施設・保育園・放課後デイサービス・サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム、ふらっとステーション、居宅介護支援事業所など様々な関係機関があります。誰もが心豊かに暮らす地域の実現にはこれらの関係機関との連携はとても大事だと考えています。地域ケア会議や子育て支援者連絡会といった場面やケアプラザの広報誌の依頼、講座の開催、個別支援などを通し連携をしていきたいと考えています。

### ○他の地域ケアプラザとの連携

　　他の地域ケアプラザとの連携については、担当エリアが近い館とは情報の共有や連携をする部分も多いと思われます。一緒に事業を行うなどより地域の方が利用しやすい工夫をしていきます。

- ・所長会、各職種の連絡会を使い情報共有や連携していきます。
- ・市レベルの所長会、職種の研究部会や研修で市内のケアプラザとの情報共有や連携します。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

#### ○法人理念

人は誰もが自分以外の人とのかかわりによって自分がどんな人であるかを知り、他者との関係のなかで生活しています。社会のなかで様々な関係を豊かにもって暮らすことはどんな人にとっても必要な「幸せの要件」であると言えます。

こうした人との関係が「障がい」や「老い」によって狭められてしまうことで人は社会から閉ざされ、生活上の困難に立ち向かう力を失ってしまいがちです。

『開く会』という当法人の名称は、支援を必要とする人にとって「関係する人」として自らを位置づけ、その人が人との関係や暮らしを「開いていこう」と意志する力を持てることができるための「人としての支援」を自分たちの使命とし、その上で福祉の専門性を最大限発揮していこうとする法人の理念を表現するものです。

#### ○基本方針

私たちは、30年前に泉区で社会福祉法人としての活動を始めました。法人の認可を受ける前15年間は、障がい児者・子ども・学童たちが過ごせる居場所や社会的養護の子供たちが暮らすファミリーホームを泉区中田の地で実践していました。どの活動も地域に住む相談に来た方たちの声を聞き、困っているならやってみようと当時の制度では足りなかったことを実施してきました。

開く会は「個別支援」を何よりも大切な福祉の固有の役割ととらえ、これを基本方針として据えています。今、目の前にいる困難な課題を抱えている人を支援することが「福祉」の専門的な業務であり、常にそこから必要なネットワーク形成や関係機関との連携、地域の課題抽出・分析等を行い、地域福祉に資する、こうした水平的・垂直的な拡がりのすべては『困難を抱えている出会った人』の支援という目的を常に目指すものであると考えています。また、「環境調整」という視点や技法を重要であると位置づけ、物理的、人的環境に働きかける事で地域に「好循環」を巡らすこと、これにより地域住民の助けあいの力を最大化する、エンパワーアの力を高めることを目指します。

私たちが出会うことのできる人たちはこの世界に暮らす人たちから見ればほんの一握りの人たちに過ぎません。しかし、出会ったほんの一握りの人たちの福祉を実現しようする動きは、波紋のように連なり、少しづつの変化を生んでいくと私たちは考えています。それは、人は人とのかかわりなくしては存在できないものであり、「関係性」という「連なり」が人を人たらしめていると私たちが確信しているからです。

#### ○業務実績

##### ・障がい福祉サービス事業所

「共働舎」(定員 60名) (平成2年7月～設置運営)

「はたらき本舗」(定員 20名) (平成6年4月～設置運営)

「ファール ニエンテ」(定員 40名) (平成26年11月～設置運営)

「きくみみ」相談事業 (平成27年4月～設置運営)

##### ・障がい者グループホーム

「ウィズ」(10軒 60名) (平成4年7月～設置運営)

##### ・指定管理者として下記施設を運営

横浜市上倉田地域ケアプラザ (平成8年12月～ )

横浜市下倉田地域ケアプラザ (平成15年12月～ )

横浜市新橋地域ケアプラザ (平成21年12月～ )

横浜市倉田コミュニティハウス (平成18年10月～ )

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### ○予算の執行状況

- ・月別予算の執行状況の確認を毎月実施しています。  
理事長・理事・法人内ケアプラザ所長職・法人本部管理部門が参加する、月次報告会では年度予算を基にして策定された、毎月の予算執行状況を示した月別予算が計画どおり執行されているか確認しています。
- ・予算執行状況の差異にはいち早く手をうちます。  
実績と予算との差異が生じた際には検証し修正できることには早く手をうち、予算どおりの執行を目指し、安定した経営が行えるようにしています。
- ・管理部門は予算執行状況について分析評価します。  
法人本部管理部門は毎月の予算執行状況を見て、分析評価レポートを所長に提出しています。支出の削減のアドバイスや法人全体でのスケールメリットを活かしての契約などをすすめるなど、所長の会計責任者業務をサポートしています。

### ○法人税等の滞納の有無

法人税等については、税理士事務所に依頼し適正に納付をしています。  
法人税の滞納はありません。

### ○財政状況の健全性・安定した経営ができる基盤等

- ・創業以来約30年に渡り、障害福祉サービス事業・障がい者グループホームの運営、地域支援として地域ケアプラザやコミュニティハウスの運営等多岐にわたった福祉事業を展開しています。
- 介護保険事業についてはコンサルティングなどを活用し、新しい情報のキャッチと持続可能なビジネスモデルの構築を目指した動きを新たに取り入れています。

## 3 職員配置及び育成

### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

### ○所長職の確保

地域包括ケアシステムの推進のために各職種が連携して業務にあたることが求められていますがその要となるのが所長職です。地域との関係・職員間のチーム連携・指定管理業務遂行のための区行政との連携など様々な事柄を絡み合わせ同時に進行で進めていく進行管理役となります。昨今の福祉業界の人材難では管理職・監督職候補の人材確保が厳しい状況ですが、法人内に新たに人事を取り扱う専門部署を設置し、法人全体で取り組み継続的な運営につなげていきます。

- ・所長職を取りまとめる統括を置き、必要に応じて副所長職を配置し、連携力を高め、トータルで経営管理する力を高めます。
- ・所長職は地域ケアプラザの顔として地域の関係団体から信頼を得られるようにします。
- ・職員が各役割を發揮できるための業務マネジメントを実行します。
- ・法人独自に係長職を配置する組織を用い、所長職の確保については長期的な人材育成として法人全体で取り組んでいきます

### ○職員の確保

- ・職員採用には法人全体で取り組み有効な求人媒体や適材適所の配置をしていきます。
- ・新人常勤職員には定期的な面接を実施し、定着していくよう支援を行っていきます。
- ・常勤職員を募集する際には非常勤職員に情報提供し、可能性が在る者には非常勤職から常勤職となるための後押しをします。
- ・職員が段階的に資格取得できるような支援を実施し専門職を確保します。
- ・常勤職員とは毎年1回～2回の定期面接を行ない、業務の到達度合いや今後の目標等共有評価し、就労継続の意向が高まるよう配慮していきます。
- ・法人内異動のほか職員募集には有料媒体、法人ホームページ、在勤スタッフからの紹介も利用し法人の事業・求人を事業所内に周知し職員確保のチャンスを広げます。
- ・常勤職員については公募と内部登用により採用し、非常勤職員についてはなるべく地域の人材を採用するべく、広報誌や掲示板・新聞広告折込などで募集します。
- SNSの環境を見直し、スマートフォンでの閲覧や応募に対応できるようにしました。  
新たに求職者向けのパンフレットを整えました。
- ・福祉系の大学との連携強化を図り、実習の受け入れ態勢を整えて人材確保の流れをつくることへの取り組みを法人全体で行っています。
- ・必要に応じて人材紹介会社等の利用も行い欠員がでないよう努めています。

### ○適切な配置

- ・子育てや介護など職員個別の状況に配慮し継続して働く環境を整備します。
- ・所長は常勤職員とは年2回、非常勤職とは年1回の面接を実施し、職員のモチベーションを確認したり異動希望を聞きます。
- ・職場の活性化を図ることと、法人内の人材育成のために異動も行います。
- ・定期的に執行役員会に組織図を提出し、人材不足業務過多等についてチェックを受けます
- ・残業時間数が多い場合には法人管理労務担当より現状報告のヒアリングを受けます。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

### ○人材育成について

人材育成は現場の業務をしながらその力量を高めていく「OJT」と外部・内部の「研修」に参加することを大きな柱として実施します。特に重要視しているのは現場での「OJT」で、毎日の実践の中から学びとる力を職員間のチームで取り組みたいと考えています。そのために毎日のミーティング、担当者が集まる会議は重要な振り返りの場で「OJT」として積極的に活用したいと考えています。

- ・人材育成の基本は現場での実践の積み重ねとその検証にあります。
- ・チームで実践の振り返り、検証が可能になることを重要視しています。
- ・会議やミーティングは人材育成・チーム力アップの重要な場であると考え、内容や目的について所長は報告を受けます。
- ・うまくいかなかったこと、クレームは学びと成長のチャンスと捉えます。
- ・自分の所属する事業部門の理解とともに地域ケアプラザの機能を活かすことができる職員育成を目標とします。
- ・資格取得に前向きに取り組めるように業務での研修参加等配慮を行います。
- ・スーパーバイズが有効に機能するために「スーパーバイザー」の立ち位置に自分を置くことができるよう研修します。

## ○法人内3か所のケアプラザ運営しているメリットを活かす

- ・当法人が運営している3館のケアプラザで情報共有を行うことでより良い運営を目指します。
- ・次期所長職候補の育成や監督職の育成も兼ねた3館合同の所長会・同事業部門・同職種での会議を実施します。
- ・各地域ケアプラザで得たスキルや事業・広報の方法などを共有することで各地域ケアプラザのスキルアップにつなげます。
- ・会議を通じて法人内のケアプラザの状況理解や、地域特性の理解、ケアプラザのあり方の共有にもつなげ、どの事業所でも勤務できる人材を育成します。

## ○研修の計画

### (1) 個別の研修

- ・常勤職員は、毎年事業実施のために必要な個別の研修計画を所長に提出します。
- ・個別の研修計画とともに毎年事業部門ごとの研修計画も作成します。必要な知識・スキル・態度を身に付けるための研修を、外部研修やOJTを活用し1年かけ実行します。
- ・個別・事業部門の両面から研修計画を策定することで、個人で取り組みたい課題、チームとして身に着けてほしい力量、どちらにも対応でき研修計画が個人の選り好みにならないようにします。
- ・研修報告は必ず提出し、事業部門内や事業所全体で回覧し必要に応じて研修参加者が講師となり、事業所内研修会を実施します。
- ・研修の進み具合等は所長面接で評価します。

### (2) 法人としての研修

- ・法人職員全員を対象にした研修を実施します。事業所の中だけではなく地域ケアプラザ間、法人全事業所の理解・交流を深めます。
- ・法人全体として人材育成を行い、地域ケアプラザ事業に適した人材を配置・育成できる環境を整備していきます。

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

#### ・適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画

URとの合築の作りのためか、ボイラー・貯湯槽・冷温水発生機・冷却塔といった大きな設備が配置されています。また水道等は床下に配管がされています。大きな主要設備については、メーカーに直接点検等を依頼することで設備そのものの維持に努めています。

また、床下については定期的な点検を実施し溜水の水量がある場合は排水し配管への影響を防いでいきます。

#### ・積極的な修繕計画

URとの合築のため、修繕については区やUR、横浜市等との調整が発生することもあります。

早めに発見し、相談をしていきます。

また、壁や床などについては、年間の修繕費を見ながら快適に利用していただけるよう計画的に修繕を実施していきます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

### ○事件事故の防止体制

- ・来館者からの声やドッキリしたことを職員が記録し、事件・事故になる前の事例が日々共有できるような体制づくりを行っていきます。
- ・職員には、個人の失敗としてではなく、他の職員の失敗を防ぐこと、事業所全体のリスク管理につながることを伝えていくことで、対応力と意識の高さにつなげていきます。

### ○事件事故発生時における緊急の対応

- ・急病時については、担当部署の職員だけでなく対応できる職員も連携し救急対応を実施します。
- ・AEDなどで救急時の対応ができるよう職員研修などを実施していきます
- ・職員から、所長へ、各機関へと報告連絡が取れるよう、署内に体制のフローチャートを掲示し誰でも対応できるような体制を整備していきます

## (3) 災害に対する取組について

### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の収容方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

### ○発災時に備えた事前準備

- ・応急備蓄品について管理し整備をしていきます。
- ・館内は日中でも直接日光が入らず暗い場所が何か所かあるため、懐中電灯などの照明設備を備えていきます。
- ・区との連絡が取れるよう災害時の連絡電話を携帯しています。

### ○特別避難場所の運営方法（職員の収容方法や日ごろの訓練等）について

- ・福祉避難場所のマニュアルを使った確認を年1回研修で実施していきます。
- ・応急備蓄品の賞味期限切れ前のものなどを使用し訓練等を行います。

### イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

### ○水害対策について

上倉田地域ケアプラザの位置する場所は、浸水避難地域に指定されており川の増水による浸水とともに内水氾濫の危険も有する地域となっています。ケアプラザ内と上階の住宅がつながっていないため室内を使って上階に避難できない状況となっていることから、早めの対策と判断が必要と考えます。

- ・事前に予報等で大雨などの危険がある場合には、デイサービス事業の休業や貸館などについては利用の休止について検討していきます。
- ・営業中に水害の危険がある場合には、早めにUR9号棟3階以上の通路に避難を実施します。
- ・事前に消防署に適切な避難場所や避難時の連絡体制についてご相談しておきます。
- ・車両等は、戸塚区内の法人内の施設や民間有料駐車場に移動しておきます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ・貸館利用者等館を利用する方々に公の施設として公正・中立な対応を図れるようマニュアル等により手順等を標準化していきます。
- ・介護保険に関する相談対応の際には市から配布されている介護サービス事業所ガイドブック「ハートページ」を用いて、選択について相談を受けます。
- ・居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所などのご相談関しても複数の事業所を提示して公正中立な対応を行います。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

##### ○利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法

- ・ご意見箱の設置、貸館受付表へのご意見ご要望記載欄を付けるなど、ご意見ご要望をお受けする体制を整備していきます。
- ・来館される方からのお話からもご意見かなと思われるものについてはノートを作成し記載していきます
- ・利用者の方へのアンケートの実施し、ご意見ご要望をお受けします。

##### ○改善方法について

- ・ご意見・ご要望を受けた事業部門での検討を行い関係職員で会議を行い共有し改善をします。
- ・全部門の常勤職員が集まりミーティングで内容や改善策を検討し共有していきます。

##### ○運営協議会や館内掲示等での報告

いただいたご意見等は、館内に掲示や運営協議会等でご報告をしていきます。

#### (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

##### ○個人情報保護

指定管理者として、「個人情報の保護に関する法律」に規定される「個人情報保護取扱事業者」として同法の定める規定を順守します。また個人情報を取り扱う場合には、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の関係規定が適用されることを理解し取り扱っていきます

##### ○情報公開への取り組み

当法人では、指定管理者が「公の施設の管理業務に関して保有する情報の公開等に積極的に取り組む」ことが必要とされていることを受け、「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠し「上倉田地域ケアプラザ情報公開規程」を定めています。情報開示の申し出があった場合には、それに基づき適切に対応をしていきます。

また、これらを職員それぞれが意識していくように下記を実施していきます。

- ・定期面接、または雇用契約時に個人情報の取り扱い等の説明をします
- ・会議等での情報や事例、研修を実施していきます。

### ○人権尊重等への取り組み

- ・横浜市では、一人ひとりの市民の人権が尊重され、市民が社会生活や日常生活の中で互いに人権に対する意識を高め合うことにより、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指しています。上倉田地域ケアプラザで勤務する職員についてもこれを意識して業務に当たるとともに、地域にもこうした考え方が定着浸透していくよう取り組んでいきます。
- ・地域の福祉保健の拠点としての地域ケアプラザには、さまざまな方の来館や、相談があります。全ての人が人権を尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権を侵害されている人への支援も必要と考えます。そうした相談があった場合に、的確な支援ができるよう職員の資質の向上 区役所等の相談機関等と連絡連携をはかっていきます。また人権を擁護する上で重要なプライバシー保護については、必要かつ十分な配慮が図られるようにしていきます。

### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

#### ○ヨコハマ3R夢（スリム）プランの推進

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン推進計画（2018年～2021度）では、5つのつながるプロジェクトと9つの推進計画が掲げられています。それらのプロジェクトや推進目標を意識した施設管理、住民支援をしていきます。

- ・施設管理としては、省エネルギーにつながるよう電力管理を取り入れ節電等を目指していきます。
- ・高齢者や外国人の方のごみだしについてのご相談等については、地域の方やご本人からケアプラザに入ってくるご相談もあるため、環境事業局等と連携し推進をしていきます。

#### ○市内中小企業振興への取り組み

・ケアプラザ内の修繕や業務委託等については、市内経済の発展及び市民生活の向上につながるようできる限り近隣区を中心とした市内企業への発注を意識して実施していきます。

#### ○男女共同参画推進等に対する取り組み

- ・当法人では性別にかかわりなく働いていける労働条件や職場環境を目指しています。また出産後も働き続けられる環境を整備し、時差出勤や時短での勤務、産前産後休暇や育休取得後に職場復帰する職員も増えています。
- ・近隣施設である男女参画支援センターの広報誌の配布等を行い、理念や取り組みを地域にも広めていきます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

貸館利用者と職員の顔の見える関係作りを大切にしていきます。貸館利用前後のご挨拶やコミュニケーションを通じ、ご相談・ご要望を気軽にお話しできる環境を整えます。

“またこのケアプラザを利用したい” “このケアプラザを活動拠点にしたい” と思っていただけ  
るよう、環境整備・美化にも努め、清潔で明るいケアプラザを目指しています。

また貸館ルールをケアプラザ事業部門の職員全員でしっかりと把握し、どの職員でもスムーズ  
に説明・貸出対応が出来るよう、定期的なミーティングや研修でスキルアップを図ります。

#### ○施設の稼働率向上のための対策

上倉田地域ケアプラザでは、すでに登録団体が 140 近くあり、シニア世代や子育て中の方たち  
が構成員である団体も多いため、午前 9 時～午後 18 時までの時間帯は稼働率が高い状況があ  
りますが、夜間の貸し出しについては、平均的に少ない状況です。また稼働率の高い時間帯でも  
比較的小さなお部屋は稼働していないこともあります。

今後の稼働率の向上については、

- ・時間帯やお部屋の利用状況にあわせた対策をしていきます。
- ・活動内容人数に合わせたお部屋のコーディネートをしていきます。
- ・夜間稼働率のためのニーズ調査や広報等を工夫していきたいと考えています。
- ・“自由予約の仕方”をわかりやすくし、活動が活発な団体の方には、追加のご予約をいただき、活動の活性化と稼働率向上につなげます。

#### ○効率的な施設貸出しの方法

- ・予約状況（空き状況）については、当月分から 3か月先の情報を館内に掲示をしていきます。  
予約時の手続きをスムーズにし、空いている部屋や曜日、時間帯の可視化によりこれから新規登録や活動を始める方へも活用していただけると考えます。
- ・新規でケアプラザを利用する方々が、既存団体の活動うまく折り合いをつけ、調和しながら  
活動していくよう、新規登録時には活動内容などを丁寧にお伺いし、予約を取りやすい日  
時や活動に適したお部屋をご提案します。
- ・施設の利用ルールや貸館予約状況などを、ホームページでも発信できるよう検討します。

#### ○利用者のために有益な情報提供を行う方法

- ・施設を利用される方が、分かりやすく、気持ちよく貸し出し手続きができるよう、貸館関係  
の掲示物は、「明るく・大きく・分かりやすく」を意識していきます。
- ・全ての登録団体に利用日 1カ月前からの追加予約が出来るという情報を提供していきます。
- ・年末年始や天候不良等に伴う臨時休館時には、どの貸館利用者の方にも分かりやすいよう、  
早めの情報提供・掲示をします。また、臨時のお休みについてはホームページなども活用し  
ていきます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・こども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

##### ○高齢者総合相談

地域に住む高齢者に関する様々なご相談を受け止め適切な機関・制度・サービス等についてつなぐとともに、継続的に支援していきます。

相談の概要については指定管理部門の職員全員が共有し、地域包括支援センター職員で検討を行い、信頼できる相談拠点として高齢者の生活を支援していきます。

また戸塚駅や柏尾川の遊歩道からも近いためか、散歩途中などの方が立ち寄られることもあります。ご相談を受け止めるとともに、担当エリアでない方の場合にはご住所地のエリアの地域ケアプラザ（地域包括支援センター）をご案内しその後の支援がつながるようにしていきます。

##### ○こども・障がい者等の分野について

地域に住むこども・障がい者等に関する様々なご相談については、受け止め適切な機関・制度・サービス等につないでいきます。

- 具体的なサービスにはつながらない、話を聞いて欲しいだけといったご相談については傾聴とともに、主たる相談機関へつながっていけるよう連携しながら支援していきます。
- 上倉田地域ケアプラザは、UR 団地の中に設置されていることもあり団地に居住する海外の方たちも来館されます。住宅の困りごとについてはUR の管理事務所棟につなぐとともに病院等の在住時のご相談については、さまざまな言語で対応してもらえる横浜市国際交流センターにある「横浜市多文化共生総合相談センター」等をご案内していきます。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

目指すべき地域像の実現に向けて地域ケアプラザが役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

「地域の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」のために、上倉田地域ケアプラザの担当エリアの地域の強み・課題・実現したい地域像をケアプラザの各事業間、関連施設で共有し取り組んでいくことが大切だと考えます。

##### ○各事業間の情報共有

- 各事業間、常勤から非常勤へと方針がつながっていく仕組みづくりをおこないます。  
上倉田地域ケアプラザには、5つの事業部門があります。  
月に1度、各事業の常勤職員が集まりそれぞれの事業部門の動きを知るとともに、地域の情報の共有や個別支援から見える地域特性や課題を共有していきます。
- 地域包括支援センター、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの全5職種での地域支援ミーティングを月に一回開催し、地域訪問計画と訪問後の報告、各事業の予定・進捗・報告を行い情報の共有とともに連携していきます。

地域での暮らす個別ケースに向ける視点と地域全体を把握する地域性を合わせて地域の強み、地域課題やニーズを抽出していきます。

- 各事業部門のミーティングについては、常勤ミーティング後に実施し、常勤ミーティングで出た内容が非常勤の職員まで伝わっていく仕組みにしていきます。

### ○円滑かつ効率的な管理運営

誰もが安心して暮らせる地域、各地域の目指すべき将来像の実現に向けては、今支援が主に津の方への個別支援とその方たちが暮らす地域が豊かであるための地域支援の両方が必要と考えています。

ケアプラザ内で普段個別支援を中心に行っている事業部門と地域支援を行っている部門が、ともにケアプラザ全体の役割や目的を理解してそれぞれの業務当たることができるようになります。

### ○関連施設との連携

上倉田地域ケアプラザは、男女共同参画センター横浜、倉田コミュニティハウス、戸塚スポーツセンター、子育て支援拠点等の関連施設が近隣にあります。

これらの関係機関とともに地区連合の定例会への参加、子育て支援者連絡会等の会議等を通して地域状況の共有を一緒にはかっていきます。

また、広報誌の配布依頼や講座等の共同開催、共通研修への参加等を通じ顔の見える関係づくりを行っていきます。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地区連合会、民生委員、保健活動推進員、地区社協などの地域の関係団体、医療機関・介護保険サービス事業所・職能団体・関係組織、小学校、子育て支援拠点などの関係団体や機関と連携し、ネットワークの構築を目指していきます。

支援が必要になった地域住民のために、ネットワークで構築された関係者が協働で支援チームとして機能することにより、より良い支援につながるような体制つくりを行います。

またこうしたネットワークを生かし「地域の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」の推進を支援していきます。

### ○民生委員児童委員協議会との連携を推進します。

- ・2019年度は民生委員、主任児童委員の改選があり上倉田地域ケアプラザが担当するエリアでは、委員の方にも交代がありました。上倉田地区、吉田矢部地区の民生委員児童委員協議会の定例会には毎回参加し、顔の見える関係作りとともに情報の共有や連携等を計っています。
- ・地域高齢者の状況把握のため、民生委員の方が行なっている「一人暮らしの高齢者の定期訪問」に計画的、継続して同行訪問を行い、情報を共有するとともに相談のしやすい関係作りを構築します。

### ○子育て支援ネットワーク

- ・上倉田地区・吉田矢部地区の子育て支援者とともに子育て連絡会ネットワークを構築しています。

両地区の主任児童委員、戸塚区、戸塚区社会福祉協議会、戸塚区子育て支援拠点「とっとの芽」、戸塚スポーツセンター・母子支援施設など様々な地域の子育て支援者を連絡会の構成メンバーとし、連絡会、子育て支援事業の実施などを行っていきます。

・戸塚区や子育て支援拠点とともに事務局として動くことで、子育て支援者相互の活動の報告、地域の子育て情報の共有、それぞれの施設の見学会、グループワークなどを通して、地域の子育て支援同士の顔の見える関係作り、連携強化を目指していきます。

#### ○地域の小学校、関係機関との連携

- ・福祉教育としてのデイサービスでの交流受け入れをします。
- ・小学校へのペットボトルキャップの寄贈、ケアプラザ事業のお知らせの配布（障がい児者理解の研修会など）を通して、情報共有・関係つくりをしていきます。
- ・戸塚区子育て支援拠点「とっとの芽」やNPO法人「こまちぶらす」と連携し、それぞれの持つ媒体（ホームページ・スマホアプリ・館内掲示板等）での情報発信や情報共有をしていきます。

#### ○地域の関連団体への活動場所の提供、定例会の参加

地区社会福祉協議会、地区連合会、保健活動推進員、消費生活推進員などの地域団体とは、ケアプラザ内のお部屋貸しや広報のお手伝いをする等の中で関係づくりをしていきます。また各団体の定例会や開催の講座等の協力や参加を通じ関係づくりを行うとともに情報等の共有、連携を行っていきます。

#### ○障がい児者ネットワーク

- ・地域の障害児者支援グループの連絡会に定期的に参加し、それぞれの活動の情報を共有したり、ケアプラザの事業のお知らせをしながら、ネットワークを構築していきます。

#### ○医療機関・介護保険サービス事業所・職能団体・関係組織等とのネットワーク

- ・地域ケア会議や、居宅介護支援者連絡会などの場を使って地域情報・特徴について情報提供や各機関の機能の理解などを通じ関係づくりをおこないます。
- ・地域密着型施設の運営推進会議への参加を行っていきます。

### 才 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

#### ○区運営方針が地域に連なるように・・

令和元年度に区制80周年を迎えた戸塚区の運営方針基本目標は「こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか」とあります。

「人とのつながりを大切にして、いっそう元気で笑顔あふれる、安全・安心なまちとなる」という基本目標が、上倉田地域ケアプラザの担当地域の中にも連なっていけるよう、こうした目標を意識した、講座の実施や地域行事の支援などを行っていきます。

#### ○地域支援チームでの地域支援

地域支援チームの皆さんと定期的な会議を持つことで、一緒に地域状況を共有し支援の方針をや役割をきめ地域に出向きます。地区連合の定例会、地区懇談会、とつかハートプランの策定・推進の会議への参加などを一緒におこないます。

#### ○個別支援等を通した支援

個別支援については、区の担当部署や関係機関との連携をとりながら支援をしていきます。

## 力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向けてどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

### ○目指すべき地域像が実現

- ・区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の地区別計画の策定・推進の事務局として参加する際には、各地域の課題等からチームメンバーを考え参画していきます。
- ・地域支援チームとともに、地域懇談会、地域行事等に参加し地域状況を把握し、住民、事業者、行政等と協働して誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域つくりを目指していきます。

### ○とつかハートプラン地区別計画の策定・推進について

とつかハートプランの地区別計画の策定・推進については、各地区がそれぞれにその課題の把握や推進の取り組みを計画していきますが、策定・推進のための会議や手法について、地域連携チームは地域の推進委員とともに考え悩みながら推進していきたいと考えます。

上倉田地域ケアプラザは、2つのハートプラン地区別計画を策定する支援を行いますが、それぞれの地域性が違っています。より地域の身近にいるケアプラザとしてそれらの特徴を地域支援チームに伝えながら、それぞれの地域に合った策定・推進方法のサポートができるようにしていきます。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化どのように取り組むか、具体的に記載してください。

上倉田地域ケアプラザでは、2つの地区連合のエリアを担当します。どちらも JR 戸塚駅周辺に広がる地域ですが、その特徴はそれぞれ違っています。各地域どちらにも共通のニーズや課題もありますが、それぞれの地域の特性に合わせた取り組みを考えています。

上倉田連合エリア：「齢を重ねても地域で自分らしい生活を送れることができる支援」「支え合い助け合う仕組みづくりの再構築」「地域のだれもが心豊かに暮らすことのできる地域」によりそれぞれ動が豊かになる地域

吉田矢部連合エリア：「年齢を重ねても地域で自分らしい生活を送れることができる体制づくり」の推進をすすめるとともに、「新しくこの土地に住まれた方たちも「ずっとこの地域に暮らしたい」と思える地域

### ○高齢者への支援

高齢者の支援については、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業が高齢者の課題にあわせた取り組みをしていくことに協力・連携をしていきます。

ケアプラザ事業としては、ケアプラザの周知や元気な高齢者の方々の活動が活発化したことやそれを通してお孫さんなど家族との関係が豊かになっていくような取り組みをしていきたいと考えます。

- ・地域の高齢者が、興味・関心度の高い内容での自主事業を企画し、元気なうちからケア

プラザに来ていただくことで、身近に感じていただき困ったときに気軽に相談にいけるような取り組み。（例：シニア向けストレッチ講座・レコードカフェなど）

- ・元気な高齢者が地域でボランティア活動をおこなうことのできる仕組みづくり（よこはまシニアボランティアポイント登録研修会の開催・初心者団碁・将棋講座など）
- ・地域や家族のつながりの深まりや、多世代交流や高齢者の生活をより豊かにする取り組み（例・お孫ちゃんをかわいく写そう講座、食品ロスをなくすお料理講座ものづくりカフェなど）

#### ○こども・子育て支援

上倉田地域ケアプラザのエリアでは、1歳になるとお子さんが保育園に入所しお母さんが職場復帰をする方の割合が増えてきています。特に吉田矢部地区についてはその傾向が強い状況にあります。子育て支援については、こうした状況を踏まえ地域での知り合いづくり、地域との関係づくりを意識した取り組みにしていきたいと考えています。

##### ・0歳児から未就学児への取り組み

地域ニーズに合った子育て支援事業を展開していきます。『子育て世代の繋がりつくり』を大切にし、地域の中で、地域の仲間たちと手を携えて一緒に子育てをしていけるような場の提供に取り組みます。（例：ベビーマッサージ・ベビーヨガれっち（連続講座の開催）、休日に親子でからだを動かそう！（ファミリーで参加出来る事業）、離乳食講座、こども防災講座（子育て情報の提供講座）等）

##### ・子育て世帯が、孤立せずに地域の輪のなかで安心して子育てが出来るような取り組み

共働き世代が増えてきている中で、地区社協や単位町内会の中から「みんなの食堂」「こども食堂」の取り組みの動きが出てきています。

こうした取り組みの立ち上げや継続、必要な知識や情報の提供、講座の開催などの支援をしていきます。

##### ・パパ・おじいちゃん・おばあちゃんの子育てへの取り組み

ここ数年父親、祖父、祖母などが子育てに関わる家庭が増えています。こうした子育て環境をとらえニーズに合わせ、ママ以外で子育てに関わる方へのサポートができる講座や「ファミリー支援」をテーマとした家族で参加出来る自主事業を企画・実施していきます。

またその事業の中での出会いが、地域の中での「つながり」となり、「地域力」に発展するように支援します。

#### ○障がい者等への支援

障がい者のかたたちについては、大人になるとそれぞれに合った形で地域から仕事場に出ていくことが多くなるため、地域の中にいる時間が少なくなってしまいます。

また一方で、お仕事にはいかず自宅の中で過ごしている方も増えてきている状況もあります。

障がい者の支援については、こうしたなかなか日常的に会うことが少ない障害を持った方たちへの理解を深めていただけるような支援を実施していくとともに、障がいのある当事者の方たちへの地域での居場所の支援に取り組んでいきたいと考えます。

- ・精神障がい者の居場所への取り組み

戸塚区では「あったまり場」という精神障害者活動支援事業にとりくんでいます。

ケアプラザが地域の中で暮らす精神障がいの方々の出先や居場所となれるよう、寄り添い方や内容などにも配慮しながら、あたたかい居場所作りに取り組みます。参加者のニーズを大切に、必要に応じて参加者が楽しめるミニイベントやお楽しみ企画の開催も検討していきます。

- ・地域に向けた障がい児者理解を深める取り組み

講座や障がい児者の活動紹介展、絵画展の開催など障がいをもった方たちに対しての理解や支援についてなどが広がり深まっていくような取り組みを開催していきます。

- ・障がい者の余暇支援活動の取り組み

日中働いている障がい者の余暇支援活動をしている団体にケアプラザの場所を貸し出しすることで、地域での障がい者の働く意欲やリフレッシュの場の提供とともに地域での居場所の提供を行っていきます

#### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

福祉保健活動団体及び地域団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

上倉田地域ケアプラザが活動するエリアは、他地域に比べ、地域の福祉保健活動や地域の団体が活発な地域というデーターがあります。それらの活動が今後も継続、発展していくような働きかけをしていきます。

##### ○活動場所の提供

福祉保健活動団体及び地域団体の活動がますます活性化するよう、ケアプラザのお部屋を使っていただくとともに、地域の活動場所の情報提供を継続して行っていきます。

##### ○活動の支援

・福祉保健活動団体や地域団体の活動に参加させていただき活動内容や課題の状況の把握を行います。

・依頼があった場合には利用促進等活動が維持、発展、活性化して行くために必要に応じ、広報や人と人をつなげる、団体と団体をつなげる、情報を提供するなどの支援やコーディネートをしていきます。

#### ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

担当地区のエリアには、さまざまな活動がありますが、一方でこれらの活動の担い手不足も課題になってきています。また、エリア内の高齢者施設や個別相談としてボランティアの派遣依頼の問い合わせも入ってきます。

区社協のボランティアセンターと連携し、担当の地域のニーズに対応できるようなボランティアの登録、育成コーディネートをしていきます。

##### ○ボランティアの発掘・登録

- ・定期的にケアプラザの広報紙やホームページへのボランティア募集を掲載することで、新たな登録を目指します。

- ・地域での活動に興味がある方には、コーディネートし、地域活動につないでいきます。

## ○ボランティア育成

### ・ボランティア養成講座の開催

自分がやってみたいことや福祉のスキルなどが学べるなどご自身が楽しみながら学んだことがボランティアにつながるような養成講座の開催を検討していきます。また講座の中に実際に学んだことが実践できるような地域活動や福祉施設などでの実習を取り入れ具体的な活動のきっかけ作りを行います。

### ・よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を様々な形で企画・実施していきます。

元気な高齢者が地域でボランティア活動を行うことでご本人の健康維持と介護予防、社会参加や地域貢献を通じた「生きがいづくり」を促進するとともに、地域でのつながりの深まりや、高齢者の生活をより豊かにすることを支援します。

### ・近隣大学へのボランティア依頼や実習受け入れを行うことで、若い世代がボランティアや地域に興味を持つことのきっかけ作りを行います。そこから新たなボランティアの登録を目指します。

### ・担当エリア等の小学校から福祉教育を兼ねたボランティアの依頼があります。ニーズに合わせて活動場所の紹介や内容についての支援を行います。

## ○ボランティアの掘り起し・継続支援

・現在、団体Ⅱの貸館登録団体が56団体あります。団体Ⅱでご登録の団体は、年に2回以上のボランティア活動を行うことになっており、地域にとってもケアプラザにとっても、貴重な存在となっています。この団体の方々のボランティア活動のご相談をお受けし、コーディネートしていきます。

また、団体としてのボランティア活動とともに個人でのボランティア活動につなげていけるような声掛けやきっかけ作りも行います。

・上倉田地区社協で開催している「ボランティア交流会」に、ケアプラザとして場所の提供と参加をしています。継続して参加し、地域で活躍するボランティアさんと交流・情報共有していきます。

・地域で活動されている中のボランティアさんの思いやニーズ・課題を聞きながら、地域課題の発掘もていき、ケアプラザにできる支援を検討してきます。

また、吉田矢部地区についても同様な活動ができるようなかわり支援を持っていきます。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

・地域における福祉保健活動団体の活動に定期的に参加することで、顔の見える関係づくりを行うとともに活動の内容や人材等の情報収集を行っていきます。併せて、ケアプラザからの情報提供も行っていきます。

・地区連合の定例会や上倉田地域ケアプラザ運営協議会などの場面で活動の状況等の情報収集や担い手等の情報収集ならびに情報の提供を行います。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

##### ○地域データやケアプラザの相談ケース等から分析する

- ・担当地域の地域データを収集し、表やグラフにすることで傾向や状況年度の変化などをみていきます。
- ・担当エリアの情報や総合相談ケースの情報を、地図におとし地域的な特徴があるかどうかをみていきます
- ・担当地域には2つの連合があるため、それぞれのデーターを地区ごとにみるとともに共通しているニーズや傾向、特徴やその推移をみていきます
- ・個別相談を相談の種別毎に集計し、集中して抽出される項目、地域の特性を、データとして可視化します。

##### ○地域をあるく、地域の活動からニーズを把握します

- ・高齢者のニーズを把握するためには、そこで暮らす方々の暮らしぶりを知ることが大事だと考えています。歩いたらどれだけかかるか？地図上では近いが坂があるか？のぼりか？買い物場所は歩いて行けるか？自転車ではどうか？などを実際にその土地を歩き住民の方たちの気持ち視点で地域をとらえられるようにしていきます。
- ・地域のサロンや体操教室など高齢の方たちの集まる場に参加し、参加者や担い手などへの聞き取り等を元に地域支援記録をまとめています。地域包括支援センター事業、地域交流事業の4職種の職員が持っている情報も共有し地域毎に集約し、全職種でニーズ把握ができるよう、記録様式を整え、ミーティングで共有していきます。

##### ○情報の共有をします

- ・地域交流事業、地域包括支援センター事業の職員からの情報を聞き取り地域支援記録に記載していきます。また常勤ミーティング等でケアプラザの他部門の情報も記録していきます。

##### ○地区連合のエリアごとに取り組みます

- ・上倉田地区
  - ・助け合い活動や自主グループの実態調査をし、課題や強みを把握し、活動が継続・発展していくような取り組みと一緒にかんがえます。
- ・吉田矢部地区
  - ・連合定例会やハートプラン推進委員会等に参加し、地域とともにアンケート等を実施し高齢者のニーズの把握につなげていきます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

上倉田地域ケアプラザの担当エリアは、戸塚駅周辺にあるためスポーツクラブやスーパー、薬局、タクシー事業所、酪農業、クラブ生協、お寺など多様な社会資源があります。それぞれがどんな事業をしているかについて、机上での情報とともに訪問等を行い把握等をしていきます。

○エリア内の社会資源の把握

- ・担当エリア内にある民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を分野別にまとめそれらを地図上でも把握をしていきます。

○エリア内の事業所等との関係づくり

- ・担当エリア内の事業所・NPO法人や民間企業等を訪問し、ケアプラザの機能を説明するとともに関係づくりを行っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

○目指すべき地域像を地域住民等と共有するための取り組み

- ・担当地域には、二つの地区連合エリアがあります。それぞれの地域の地区別福祉保健活動の計画の、策定・推進の会議に参加を通して目指すべき地域像を共有していきます。
- ・担当エリアの各地区の地区懇談会への参加を通して地域の感じている課題等を把握し共有をはかります。
- ・上倉田地域ケアプラザの運営協議会の活用をしていきます。本来地域ケアプラザの運営協議会は、ケアプラザの事業を知っていただき、運営のご意見をいただく場ですが、そうした場面も使いケアプラザでつかんでいる地域の情報や個別支援から見える課題、ケアプラザからみる目指すべき地域像などをお伝えしていきます。

○目指すべき地域像の実現にむけた協議の場の設置、運営する方法

- ・ハートプラン推進委員会や地区懇談会で共有した目指すべき地域像の実現や課題解決に向け連合エリアごとに、また両連合合同の協議体を実施していきます。
- ・具体的には、包括エリアの地域ケア会議を使った方法や、防災や認知症などのテーマ別の講座を企画し開催する中でグループワークを積み重ねる方法、各地区のマップ作りなど一緒に作業を行うといった方法などを考えていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

○地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組

- ・すでに地区内にある地域の活動に参加し、活動の状況を把握し、ケアプラザエリアのインフォーマル活動団体を紹介する冊子のマップの作成やAyamu（地域活動・サービスデータベースシステム）のデータを定期的に更新することで活動の継続に取り組みます。
- ・すでにある活動の情報交換会や活動展示会などを企画し、活動のネットワーク化により継続や発展の支援に取り組みます。
- ・新たなサービス創出につながるためのボランティア講座の開催（例：包丁とき講座、網戸の張替え講座、植木の選定講座→ちょっとボランティアへなど）を検討します。
- ・民間企業等の社会資源等の関係づくりとエリア内の住民へのアンケート調査の実施します。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

上倉田地域ケアプラザは、担当エリアの住民の居住地からは少し遠い場所に位置しています。そのためご相談についてはケアプラザへの来館だけでなく、電話や出向いてのご相談を実施しています。

またマンションやUR団地なども混在するエリアであることから、「住み慣れた地域での暮らし」だけでなく「高齢になってからこの地域に暮らし始めた」「住居形態を変えての暮らしをはじめた」という方も出てきています。暮らしの背景が様々あることを意識し、「いつまでも地域でいきいきと暮らしていく」ことを支える相談支援を行います。

上倉田地域ケアプラザの担当するエリアに居住する高齢者に対する相談の中核機関としての役割が担えるよう、介護保険サービスだけではなくご本人やご家族の様々な相談支援を行います。

###### ○相談内容の把握と適切な支援

- ・支援を要する方に対し、適切な支援が早期に実施できるよう取り組むために、相談にいらした方の相談内容を的確に把握するよう努め、適切な関係機関や制度、サービスにつなげます。必要に応じ、関係機関とチーム支援の実施や、継続的に継続支援を行います。

- ・相談者が課題を認識できるように課題の整理を共に行い、信頼関係の構築と適切な働きかけを行います。

###### ○相談の共有

- ・相談の概要については、地域包括支援センターの職員全員が共有し、対応についても職員全員で検討を行い、継続した相談でのご連絡の場合にだれもが対応できるような体制づくりを行います。

###### ○相談窓口の周知と多様な方法での相談

- ・身近な相談窓口として地域住民の方に知りていただけるよう、講座や地域の集まりに出向き広報誌を活用して地域包括支援センターの機能の周知に努めます。

- ・ケアプラザへの来館が難しい方に対しては、職員がご自宅を訪問し相談支援を行います。吉田矢部地区や上倉田地区でも遠方の方が相談しやすいように、より身近な町内会館での相談窓口が設置できるよう地域に働きかけます。

###### ○相談から地域包括ケアへ

- ・総合相談を分析・活用して、地域特性や課題の把握等に努めます。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

上倉田地域ケアプラザの担当地域には、大きく2つの連合地区がありますがどちらの地区も何世代もこの地域で暮らされている戸建の多い地区と分譲マンションや公団（賃貸と分譲の混在）戸建の分譲地など様々な住居の形態が混在しています。

高齢化率はケアプラザエリア全体では20%ですが、一定の場所については同時期に同じ年代の方がたが住まい始められていることから高齢者数がぐっと上がっているような地域も出てきています。また高齢者夫婦で暮らす世帯の増加、高齢者と子供の世帯といった世帯構成もここ数年で変化してきています。

認知症の支援については、そうした地区ごとの特徴、世帯構成を理解しながら認知症になった方についても心豊かに地域で暮らすことができるよう、ご本人ご家族などへの個別の支援と地域づくりの両輪で取り組んでいきます。

### ○早期発見と継続的な個別支援

- ・認知症が疑われるが介護サービスにつながらずに孤立しそうな方に対して、介護予防事業や自主事業への参加を促し、途切れのない継続的な支援体制を構築します。
- ・認知症が疑われる方の支援の際には、認知症初期支援チームと連携し他早期に医療に繋げるための体制作りを促進します。
- ・働く子どもたちが高齢のご両親世帯の介護にかかわるといったご相談も増えてきています。

介護をしている世代も多様化しており認知症への理解も様々なため、介護者の集いや認知症理解の講座などの開催時間、曜日等を工夫することで、お仕事をしている世代の介護者の方への支援をします。

### ○より身近な場所での認知症についての普及啓発

- ・認知症予防講座には毎回多数の申し込みがあり、地域住民の関心の高さを感じますが、参加者が固定化し実際に介護している住民の参加がないなど認知症に対する住民の理解に差があるため、相談や介護者の集いなどの個別支援とともにより身近な場所で開催している地域の集まる場に出向き、認知症に関する講話をを行い普及啓発します。
- ・認知症に対する正しい知識を学んでいただく機会を増やす為、地域にある病院と連携して、身近な町内会館で講座を計画的に開催します。
- ・認知症のある方への正しい関わりを学ぶ機会として、認知症サポーター養成講座をより多くの住民が参加できるよう、計画的に身近な町内会館で開催します。

### ○地域の様々な機関等への認知症についての普及啓発と見守りの体制づくり

- ・担当エリア内にあるNPOや企業、学校でも認知症サポーター養成講座を開催し、「見守り」の体制作りを行います。
- ・地域住民や関係機関だけではなく、専門的なサービス提供を行う専門職や地域にある企業と関係作りを行い、「みつけてネット」や「みまもりシール」事業を普及啓発します。
- ・区事業の「見守りネット」を推進する為、地域住民や関係機関だけではなく、専門的なサービス提供を行う専門職や地域にある企業への普及啓発を行います。

- ・エリア内の戸塚区みまもりネット登録事業者に出向き、顔の見える関係づくりを行なう事により、地域の認知症のある方への支援体制を構築します。

#### ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

先にも記しましたが上倉田地域ケアプラザの担当エリアには、大きく2つの連合地区がありますがどちらの地区も戸建の多い地区と分譲マンションや公団（賃貸と分譲の混在）戸建の分譲地など様々な住居の形態が混在しているため、暮らしの在り方も様々あります。

一人暮らしの高齢の方、高齢者夫婦で暮らす世帯、高齢者と未就労の子供が同居する世帯、障がいの手帳を有する方が65歳になり介護保険サービスへ移行してくるといった方のご相談も増えてきています。特にエリア内にはURの団地には、今まで住んでいた戸建を売り移り住んでくる高齢の単身の方やご家族が近年増えつつあります。

権利擁護業務に内容についてもそうした様々な暮らし方の中で多様化してきているため、その人らしく「高齢になっても地域の中で安心して心豊かに暮らしつづける」ことが実現できるよう個別支援とともに地域に向けた普及啓発が必要と考えています。

#### ○早期発見と継続的な個別支援

- ・高齢者虐待に関しては、介護をする人、介護をされる人といった関係の中ではいつでも起こりうるかもしれないことを意識し、区役所や他機関などと連携しながらどちらにもサポートチームに関われるようチームで支援をしていきたいと考えます。
- ・介護者の集いや、民生委員、地域住民、ケアマネジャー、病院など他機関とも連携し早期に発見できる関係づくりや場面づくり、またこうした体制やチームでの継続した支援をしていきます。
- ・日常生活や金銭管理についての相談・支援、消費者被害、詐欺被害等の相談については、専門機関へ繋いでいきます。
- ・高齢者に認知症がある場合には特に早期の発見や権利擁護が必要になってくるため、早期に専門的な相談先につなぎ適切な支援に繋がるよう支援していきます。
- ・働く子どもたちが高齢のご両親世帯の介護にかかわるといったご相談も増えてきています。介護をしている世代も多様化しており世代によつては、友人や同僚とも介護の話はできず介護の悩みを抱え込む、介護方法がわからず不適切な介護になってしまふことも想定されます。こうした介護の軽減や適切な知識を学ぶ場面を増やすことも権利擁護の一つと考えられるため介護者の集いの持ち方を工夫し、様々な世代の介護者の方が利用できるような形にしていきます。

#### ○地域住民の身近な場所で普及啓発

- ・消費者被害、詐欺被害等の防止については、日々その手口が変化していきます。相談や介護者の集いなどの個別支援の場面で伝えていくとともにより身近な場所で開催しているサロンや食事会など地域の高齢者が集まる場に出向き、地区の消費生活相談員の方や警察などの協力を得てタイムリーな情報をこまめに普及啓発していきます。

- ・高齢者の虐待防止については、地域の支援者などを対象に普及啓発していきます。地区的民生児童委員協議会や地区社協等の会議等に出向きご相談にのるとともに防止についての普及啓発を計画していきます。
- ・地域住民だけではなく担当エリア内にある高齢者にかかるサービス提供を行う事業所等へも普及啓発を行っていきます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

エリア内の高齢者数は緩やかに増加傾向ですが、住居形態が多様で世帯構成も様々なこともあります多種多様なサービスや支援を必要とする高齢者が増えている傾向にあることから包括的な支援の必要性があります。包括的な支援が一緒に構築していくけるようケアマネジャー支援、在宅医療や介護との連携を計っていきます。

また地域ケア会議等を通して地域住民、地域団体とも協働して、地域課題の解決策の立案や施行をしていき、必要な時に必要な支援を切れ目なく活用できるように継続的な援助を行います。

#### ○ケアマネジャーが活動しやすい環境整備

- ・環境整備としては既存の戸塚区ケアマネジャー連絡会「ケアマネット戸塚」や戸塚区在宅療養連絡会「ほーめっと」、戸塚区医師会「在宅療養相談室」との協働での企画運営を継続していきます。
- ・エリア内の民生委員などの地域住民や関係機関との連携支援としては居宅介護支援者連絡会等を開催し、顔に見える関係づくりや連携づくりを支援していきます。

また民生委員等の地域住民関係機関から個別のケース等でのご相談があった場合にも、間に入り連絡調整等を行っていきます。

#### ○ケアマネジャーに対する相談・助言

- ・個別支援としてはケアマネジャーからの個別事例についての相談に対応していきます。その内容からニーズを把握し具体的な研修や事例検討会等を開催していき、ケアマネジャーのネットワークの形成、資質向上にもつなげていきます。
- ・エリア内にケースがある事業所などを対象に気軽に相談できる関係づくりや高齢者の支援体制を一緒につくっていくための関係づくりのためにケアマネサロン、カフェなどを開催し、相談助言できる環境を作っていきます。

#### ○新任ケアマネジャー育成支援

令和2年度よりケアマネジャーの受験資格の条件がかわるため受験者が減少することが予想されます。今後高齢者の数が増えるなか、ケアマネジャー数が減っていくことは危惧されます。

新任ケアマネジャーについては、高齢者に一番近い場所で地域での暮らしをともに支える人として定着して行ってもらえるような育成が必要と考えます。

##### ・寄り添い支持する相談助言

どんなに、研修を積み重ねても、実際の現場は多種多様です。新人ケアマネジャーがバーンアウトせず続けていけるような寄り添い、支持する相談・助言に取り組みます。

・新人ケアマネジャーのためのケアマネサロン

新人ケアマネジャーには、たくさんの引き出しを持ってもらうことが必要と思われます。

新人のケアマネジャーさんだから知つてほしい担当エリアの地域の情報、地域関係団体や機関などの情報を伝える機会にも取り組んでいきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

高齢者にとって医療と介護の一体的なサービス提供が重要なことから、高齢者がサービスを受けやすくするために、高齢者の状況を多職種で共有するツールや情報を管理するシステムつくりを他のケアプラザとも協力しながら行います。

戸塚区ケアマネジャー連絡会「ケアマネット戸塚」や戸塚区在宅療養連絡会「ほーめっと」、戸塚区医師会「在宅療養相談室」との協働での企画運営を継続していきます。

また、エリアの地域住民の方にも在宅でも安心して医療や介護が受けられることを区役所や関係機関とともに周知をしていきます。

○在宅医療拠点等との協力体制の構築

在宅医療拠点等とは、戸塚区在宅療養連絡会「ほーめっと」と協働で定期的な勉強会等の企画運営を行い顔の見える関係づくりとともに協力体制の構築をしていきます。

○介護関係者に対する相談支援

戸塚区ケアマネジャー連絡会「ケアマネット戸塚」や「ヘルパーネット」と協働で定期的な勉強会等の企画運営を行い顔の見える関係づくりを行い、相談支援のできる関係・環境を構築していきます。

○医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントの実践

個別支援のカンファレンスや地域ケア会議への参加を呼びかけ、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントを実践していきます。

才 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、地域の関係機関などが連携して高齢者の自立支援や地域課題の把握、また新たな地域活動を作り出していくための方法の一つととらえています。

「個別の高齢者への対応を検討する個別ケース地域ケア会議」、「地域課題の抽出、解決に向けた検討をするケアプラザレベル地域ケア会議」を実施していきたいと考えています。

上倉田地域ケアプラザでは、大きく2つの連合町内会を有しておりそれぞれ異なった地域性を持っていることから、個別のケースの検討積み重ね、地域ケアプラザエリアについてはまずは各地区連合単位での地域ケア会議となると考えています。

○地域ケア会議の方法や活用

・地域アセスメントから考えられる課題について5職種で話し合い、年度ごとに「テーマ」を決めて、個別レベル、ケアプラザレベルの地域ケア会議を開催します。また、困難事例に対し、適宜個別レベルの地域ケア会議が開催できるような体制作りを推進します。

・個別ケースの解決のみにとどまらず、個別の会議を通して、高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築、課題分析、課題把握を行います。個別ケース会議を重ねることで

対象地域に不足している資源開発、地域活動の創出につなげていきます。こうした会議のプロセスを通して、ケアマネジャーの実践上の課題解決力向上を図ることで、自立支援に資するケアマネジメントの質を高める機能として活用していきます。

- ・地域ケア会議の機能を、地域支援者や関係機関に理解して頂くための取り組みとしてもとらえ5職種で話し合い、取り組みます。
- ・地域ケア会議を活用して、地域にある社会資源やネットワークを情報共有しながら、潜在化しているニーズ把握を行います。

○地域ケア会議から協議体へ

- ・個別課題や地域ニーズを共有するだけではなく、多職種連携や関係機関との協働しながら、地域包括ケアシステムに必要な資源開発を促進する為の協議体を立ち上げ、継続して課題に取り組むことが出来る仕組み作りを行います。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について  
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法  
及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

介護予防ケアマネジメントを行う際には、課題に対してできていないことを補うのではなく、要支援認定者自身がどうなりたいかという目標をあげることを大切にします。また問題や課題が解決される事で生活の質が向上するためのプランを要支援認定者と一緒に行います。

○自立に向けた効果的なケアマネジメントを実施するための人員確保、人材育成等の計画

- ・介護予防ケアマネジメントの実施者としては、地域包括支援センターの3職種を中心に福祉保健にかかる国家資格保有者を配置し、専門性を重視しつつ、定期的（朝のミーティング時）および必要に応じて随時、相談の場を持ち専門性を向上させる場を設けていきます。
- ・横浜市で実施する指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業の研修等に参加して、介護サービスの利用のためではなく、「要支援認定者の自立と生活の質の向上を目指した介護予防ケアマネジメント」について自己研鑽に努めます
- ・委託先の居宅介護支援事業所については、年1回区役所と合同で研修会を実施し自立に向けた効果的なケアマネジメントについて伝えていきます。

○委託先の選定に関わる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な指導

- ・委託先の選定については、受け入れ可能な居宅介護支援事業所、複数の事業所を提示し、選択できるよう対応するなど公正・中立性の確保をしていきます。
- ・委託先のケアマネジメント業務については、提出時に計画にプラン内容を確認するとともに、できる限り担当者会議に出席して利用者とケアマネジメントを委託する指定居宅介護支援事業者と相談する機会を設けます。
- ・委託する指定居宅介護支援事業者に対し、定期的に「要支援認定者の自立と生活の質の向上を目指した介護予防ケアマネジメント」を学ぶ機会を設定、運営します。
- ・生活支援整備体制事業と協働し、委託する指定居宅介護支援事業者に対し、地域にある社会資源の情報提供を継続的に行います。
- ・介護予防事業、生活支援整備支援体制事業を推進し、地域にある社会資源やインフォーマルサービスを充実する取り組みを行います。

## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

地域にある介護予防グループ活動に参加し、地域ニーズを把握し、アセスメントを繰り返し継続的に行いながら、市や区が掲げる目標や事業方針を確認し、地域ニーズやアセスメントについて区役所の地区担当者と相談しながら、計画を立案、修正、展開します。

### ○介護予防に関する普及啓発

- ・ケアプラザだけではなく、より身近な町内会館を使用して介護予防講座や教室を開催することにより、これまで参加がなかった地域高齢者が介護予防についての正しい知識を身につけ、人とつながる地域づくりの機会となるよう事業を展開します。
- ・介護予防普及強化業務を活用し、地域に元気づくりステーションを毎年計画的に立ち上げます。
- ・計画した介護予防普及啓発事業以外に、地域で開催されている集いの場に出向き、介護予防の普及啓発を行います。

### ○地域活動支援などの介護予防事業

- ・地域にある介護予防に取り組む活動グループに対しての支援を、断続的・継続的に行い、地域づくりを推進します。
- ・区で開催している介護予防ボランティア養成講座と連携し、ケアプラザで行う介護予防事業を協働して頂くボランティアの発掘、育成する為の講座を定期的に開催します。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

地域包括支援センターネットワークの構築のため、地域の特性の理解や地域ケア会議の活用を行います。又、インフォーマルな集団やキーパーソンとなる個人など、地域にある社会資源を把握し情報を活用し、ネットワークを広げていきます。資源の把握として、作成の目標を明確にしながら、社会資源マップやリストを地域と協働で作成するなどし、地域資源の把握や多様な機関で活用していきます。

### ○社会資源が有機的に連携できる為のネットワークづくり

- ・介護サービスだけでなく、地域の保健福祉や医療機関やボランティア活動団体、地域のインフォーマルサービスや企業等の様々な社会資源について、個々の持つ特性を理解しながら連携体制を整備します。

### ○地域ケア会議の開催

- ・地域包括支援センターネットワーク構築のための手法として、「地域ケア会議」を活用します。
- ・地域ケア会議が多職種の視点が交えるように、関係機関との顔の見える関係づくりに取り組みます。
- ・個別ケースや包括レベルの地域ケア会議での検討から、関係機関の資質向上や連携促進を行い、地域の資源開発や地域づくりへつなげていきます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来る」ことを支援していく事業所を目指します。介護保険制度をはじめとする市町村の介護福祉を担う機関であることを認識し、公正中立性の高い事業運営を致します。

- ・プランの作成が根拠のあるものになっているか、ご本人の自立を支えるような視点になっているかなどを確認するために定期的なプラン点検や事例検討研修への参加を行います。
- ・地域ケアプラザの居宅介護支援事業であることを意識し、居宅介護支援者連絡会や地域ケア会議などに参加し地域の関係者との関係づくりを行うとともに地域の課題の把握等にも努めます。
- ・指定介護予防支援事業と連携し、要支援者がきいきと地域の中で暮らしていけるよう自立を目指した介護予防ケアマネジメントを実施していきます。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針「いつまでも在宅での地域での暮らしが継続できる支援」をめざします。

- ・利用者1人1人の尊厳を大切にし、安全で、きめ細やかなサービスを引き続き目指していきます。
- ・デイサービスをご利用くださる利用者の方が、地域でより豊かな暮らしが継続できるよう地域包括支援センター事業やケアプラザの他事業部門と連携をしていきます。
- ・ご本人の支援とともに介護者の支援もしていきます。

### ○通所介護

利用者の高齢化にともない日々の体調変化に気づき体調異変の早期発見を行っていきます。

介護状態が重くなっても社会生活が継続できるよう支援していきます

### ○第一号通所介護

その人らしく生き生きとした自立した生活が行えるよう支援をしていきます。

### ○提供サービス

送迎・入浴・食事・レクリエーションを主体に、下記のような取り組みを実施していく予定です。

- ・入浴  
リフトでの入浴が可能です。車いすでの座位が保てる方までは安心して入浴をしていただけます。
- ・生活リハビリ体操  
看護師（機能訓練指導員）を中心に毎日30分間、手具（ソフティボール、タオル、棒等）を使用し、筋力維持、転倒予防の体操を行っていきます。
- ・レグリエーション
  - ・上倉田地域ケアプラザにはデイに隣接してガーデンがあります。その庭を使って季節の野菜や花などを育てる園芸プログラムを実施します。
  - 育て、収穫する楽しみを持つことで継続した意識・意欲の向上につなげます。
- ・食事
  - ・季節に合わせた食材を生かした給食で栄養摂取を工夫します。
  - ・水分摂取においても、全利用者一日で600～700mlの摂取を目指しています。
  - ・刻み食や嚥下障害がある方には、とろみやゼリーなどの個別対応をします。
  - ・食事への自信につながるよう主食等の量もご希望ご状態に合わせ対応します。
- ・口腔ケア  
看護師や介護スタッフが見守りや介助を行い、口腔内の清潔保持を支援します

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### ○収支計画

- ・ 地域の方々が住み慣れた身近な場所で福祉・保健のサービスや地域活動の支援を総合的に受けられるように、指定管理事業・介護保険事業を一体的に提供することが地域ケアプラザの特色と考えています。そのために指定管理料と介護保険料収入等を合算し施設全体の収支の黒字化をし、安定的な経営を図っていきます。
- ・ ケアプラザ会計に差額が生じた場合には、その一部を職員研修等のサービスの質の向上や施設利用者の利便性向上のための経費に充てていきます。

#### ○利用者サービスのための経費に対する考え方

- ・ U.Rとの合築の為、施設の躯体に影響するような修繕や大型設備の入れ替えについては労を要します。それらのこともありボイラーや空調設備など専門知識が必要な管理については専門業者に直接発注することでコストの削減を図っていきます。
- ・ 部品等の定期的な交換や日常のメンテナンスを丁寧に行い、利便性やコストに大きな影響が出ないよう工夫していきます。
- ・ 築年数が20年を超えたため、10年前に直したところや年度当初から使用していたものに修繕が必要となってきています。一度に大きな支出が難しいため、優先順位をつけ対応しいつまでも気持ちよく使っていただけるよう工夫していきます。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### ○利用料金の収支の活用

- ・ 利用料金に関しての収支差額が出た場合には、備品の買替や交換等、利用者の方が安全で快適に使っていただける形で活用します。
- ・ 地域包括支援センターや地域交流事業などの指定管理事業の部分で生じた不足があった場合には介護保険事業等から補てんしていきます。

#### ○運営費等について低額に抑える工夫

- ・ 法人内で共通している業務委託・保守管理事業等の費用について、一括での発注契約により、経費削減に努めています。
- ・ コピー機などの事務機器について、法人内で自主事業において、一括での発注契約により、経費削減に努めています。
- ・ コピー用紙や事務消耗品等については、法人内共通の業者を使用することで単価の削減をおこないます。
- ・ 電気使用量の管理システムを導入し、最大使用量を超えての使用にならないようなシステムを取り入れ基本使用料を抑えます。また契約先等を検討し使用料金が下がるよう工夫をしていきます。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### ○障がい児・者支援

- ・開所当初から自主事業として障がい余暇支援事業を行ってきました。前期の指定管理機関の間で戸塚区の委託費がなくなったため直接の余暇支援事業は実施していませんが、そこで関わった障がい児者の保護者達が自主団体作り形をかえて実施しています。  
自主団体を作る際には、法人運営施設の見学等のコーディネートを実施しました。  
現在は、休日余暇支援の活動をするための場所の提供を行い、居場所作りを支援しています。
- ・あつたまり場事業の委託をうけ、月1回こころに病をもつ方のフリースペース事業を実施しています。長く来られている方もいますが、毎年数人新しい方が参加しています。  
みんなで集まり、折り紙やゲームをしたりしながらお話しをするといったゆるい会ですがふらっと来られる場所として定着してきています。また、フリースペースに参加した方がこの日以外にも電話でのご相談が入ることもあり、日常的な相談支援にもつながっています。

#### ○子育て支援事業の実施

- ・第1子を出産した母親を対象にした子育て事業や子育て支援講座を地区の子育て支援者と共催で実施しました。
- ・子育て支援者連絡会の開催を上倉田地域ケアプラザエリアの主任児童委員と関係団体や機関の方々と実施しています。マップを使った地域の子育て事情の共有ができるとともに関係づくりにもつながりました。

#### ○海外からの在住者への支援

- ・UR コンフォール上倉田や近隣に住む海外からの在住者へのお部屋の貸し出しなどの支援を行いました。
- ・病院の場所やごみの出し方などの簡易的なご相談も入ってきています。多言語でインフォメーションができる公的な機関につないでいます

#### ○ケアプラザの周知

- ・ケアプラザの周知と高齢者等の外出機会として『上倉田シネマ館』という事業の開催を行っています。平均50名弱の参加をいただいています。毎回地域ケアプラザに初めて足を運んで下さるという方もあり、地域ケアプラザ周知の機会となっています。  
映画の前に少しの時間を使い、地域ケアプラザ事業の紹介や消費者被害の防止、介護予防ミニ講座を開催することで、タイムリーな福祉情報の提供の場になっています。
- ・地域ケアプラザのエリアが吉田矢部地区に変わり、薬局病院等の社会資源が増えました。新しい連合での広報誌の回覧掲示をお願いするとともに、ケアプラザの運営委員会の委員として入っていた薬剤師さんとの協力もありエリア内の薬局などにも置けるようになりました。

#### ○地域活動への参加と関係の構築

- ・上倉田地区では開所当初から地区社協の食事会や民生児童委員協議会の定例会の会場など様々な福祉保健活動の場として活用がされ関係を構築してきました。
- ・吉田矢部地区では、ケアプラザと距離があることもあります。そのため地域のお祭りやインフォーマルな活動への積極的な参加や、地区民児協や連合定例会には参加など、地域に出向いていくことで関係づくりをおこなっています。
- ・地域の関係団体の方々には、ケアプラザのお部屋を使っての会議や講座の開催などの連携を取ってきました。特に保健活動推進員の活動はケアプラザを活動場所にしていただくことで、普段ケアプラザに足を運ばれない元気な高齢者の方にケアプラザを知ってもらうことができています。またケアプラザの実施する介護予防の講座についても参加していただいており、地域の保健福祉の推進を協同して進めていくことができています。

## ○担当エリアの変更

- ・平成28年度から上倉田地域ケアプラザの変更エリアが変わりました。変更後のエリアのかた方に不便がないように、総合相談・介護予防支援・地域づくりなどについて関係ケアプラザと打ち合わせを行い移行しました。
- ・吉田矢部地区については、新連合となるまえの戸塚第三地区連合でエリア変更がありました。その際にも、地区行事への参加や各種定例会の参加を通じケアプラザを知つていていただいたため、新連合としてわかれた際には、最初から地区の会合や行事にお声をかけていただきました。

## ○地域ネットワークの構築

- ・地域包括3職種と地域活動交流事業、生活支援体制整事業、所長とで連携し、地区や自治会単位で行なっている食事会やサロンといった活動に計画的に訪問を行っています。  
また町内会・自治会のお祭り、連合の運動会、敬老会、地域防災拠点の避難訓練といった行事にも参加し、食事会等では見えない地域の状況を直接把握するようにしてきました。それとともに活動団体や支援者の方と顔のみえる関係づくり・ネットワークの構築を行なってきています。
- ・吉田矢部地区民生委員との個別訪問の実施

吉田矢部地区新しい連合であること、私たちも新たに担当させていただいた地域でもあることから、地区内の民生委員の方が行う個別訪問に同行させていただき直接住民の方からご意見をお聞きするとともに、ケアプラザの周知も行いました。

一緒にご訪問をさせていただくことで、民生委員に皆さんとの距離が近くなることができ顔の見える関係づくりにつながりました。また個別訪問の結果をいくつかのエリアに分け振り返りをしたことで、地域の特性や強み課題なども一緒に共有することもできました。

2019年度の民生児童委員の改選により、民生委員の方々がかなり交代されました。

一緒に地域支援ができるよう今後は吉田矢部地区だけでなく、上倉田地区のも含め今後も継続して実施していきたいと考えています。

## ○地域包括支援センター相談実績

- ・平成28年度から平成30年度の月間相談件数平均100件。5年前と比較すると相談件数は約倍に増えています。
- ・ここ数年は高齢のご本人だけでなく、ご家族支援も含めた世帯全体への支援が必要な家族や疾患の治療を受けながら在宅生活をする方、認知症の疑いがあるがなかなか通院にもサービスにもつながらない方、若年性の認知症の方など相談内容が複雑で多様化しています。

## ○その他の事業の実績

- ・通所介護事業・居宅介護支援事業

地域包括支援センターのエリア変更に伴い吉田矢部地区の依頼も増えてきています。以前担当地区だった舞岡地区についてもご希望の方については引き続きご利用いただくことができます。介護保険事業については包括エリアに関係なく事業ができる生かし、利用者の方にご不便をかけずに引き続きサービスを提供することができます。

## (2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年度～平成30年度までの職員配置のうち、所長、地域交流コーディネーター、地域包括支援センター3職種、生活支援コーディネーターの計6名については配置必要のべ日数計6,570日でした。このうち欠員だったのべ日数1,021日となっています。常勤職員充足率は84.5%でした。平成31年度からは全職種充足しています。

**指定管理料提案書及び収支予算書**  
**(横浜市上倉田地域ケアプラザ)**

**1 指定管理料提案書****(1) 地域ケアプラザ運営事業**

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(所長 [REDACTED]、コーディネーター [REDACTED] サブコーディネーター等 [REDACTED])	9,632,150
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(所長 [REDACTED]、地域活動交流コーディネーター [REDACTED]、サブコーディネーター等 [REDACTED])	1,550,250
事業費(税込)	地域ケアプラザ運営事業の自主事業を実施するために 必要な経費	500,000
事務費(税込)	地域ケアプラザ運営事業の備品購入費、研修費、通信運 搬費、リース代、印刷製本費、消耗品他	2,658,600
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	6,500,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※2		△2,380,000
合 計		18,935,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に  
係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職  
員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費(税込)	生活支援体制整備事業の自主事業を実施するために必要な経費	[REDACTED]
事務費(税込)	生活支援体制整備事業の備品購入費、旅費交通費、研修費、リース代、印刷製本費、消耗品他	[REDACTED]
合計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳（所長 [REDACTED] 地域包括職員 [REDACTED] その他 [REDACTED]	15,729,250
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（所長 [REDACTED] 地域包括支援センター職員 [REDACTED] その他 [REDACTED]	4,114,750
事業費（税込）	地域包括支援センター事業の自主事業を実施するため に必要な経費	145,000
事務費（税込）	包括支援センター事業の備品購入費、旅費交通費、研修 費、リース代、印刷製本費、消耗品他	2,600,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	1,400,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	（介護保険収入等を充当する場合は記載してください。）	△452,000
合 計		24,293,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講座等事業実施のために必要な経費	154,000
合 計		154,000

## 2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,935,000	18,935,000	18,935,000	18,935,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	24,293,000	24,293,000	24,293,000	24,293,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	49,184,000	49,184,000	49,184,000	49,184,000
内訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	19,243,000	19,243,000	19,243,000	19,243,000
		居宅介護支援 事業	13,091,000	13,091,000	13,091,000	13,091,000
		通所系サービス 事業	47,356,000	47,836,000	48,316,000	48,892,000
	その他収入	1,105,000	1,105,000	1,105,000	1,105,000	1,105,000
収入合計 (A)		129,979,000	130,459,000	130,939,000	131,515,000	132,283,000
内訳	人件費	82,226,000	82,526,000	82,826,000	83,126,000	83,426,000
	事業費	5,302,000	5,382,000	5,412,000	5,462,000	5,512,000
	事務費	9,325,000	932,5000	9,325,000	9,325,000	9,325,000
	管理費	30,705,000	30,705,000	30,705,000	30,705,000	30,705,000
	消費税等	811,000	821,000	83,1000	841,000	851,000
	その他	1,542,000	1,547,000	1,552,000	1,557,000	1,562,000
支出合計 (B)		129,911,000	130,306,000	130,651,000	131,466,000	132,281,000
収支 (A-B)		68,000	153,000	288,000	499,000	710,000

## 団体の概要

(令和2年2月27日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ひらくかい ) 社会福祉法人 開く会		
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。			
(ふりがな) 名称	( )		
所在地 所在地	〒245-0015 横浜市泉区中田西一丁目11番2号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)		
設立年月日	平成2年3月		
沿革	昭和50年より地域活動をしていた任意団体「んとすの家」(活動内容:こども文庫、幼児グループ、学童保育、障害児のお泊まり会、横浜市指定ファミリーグループホーム、障害者作業所)を母体として平成2年3月社会福祉法人を設立。同年7月に精神薄弱者通所授産施設「共働舎」を開所。社会福祉法人としての事業を開始。		
事業内容等	障害福祉サービス事業所「共働舎」(定員60名)(平成2年7月~設置運営) 同 「はたらき本舗」(定員20名)(平成6年4月~設置運営) 同 「ファールニエンテ」(定員40名)(平成26年11月~設置運営) 障害者グループホーム 「ウイズ」(10軒 定員60名)(平成4年11月~設置運営) 指定管理者として下記施設を運営 横浜市上倉田地域ケアプラザ(平成8年12月~ ) 横浜市下倉田地域ケアプラザ(平成15年12月~ ) 横浜市新橋地域ケアプラザ(平成21年12月~ ) 横浜市倉田コミュニティハウス(平成18年10月~ )		
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度
	総収入	897,083,341	943,935,315
	総支出	871,781,306	945,257,199
	当期収支差額	25,302,035	-1,321,884
	次期繰越収支差額	320,920,180	336,772,151
連絡担当者	【所 属】横浜市上倉田地域ケアプラザ 【氏 名】 【電 話】045-865-5700 【FAX】045-865-5711 【E-mail】[REDACTED]		
特記事項	平成25年度に新会計基準へ移行		